

平成 30 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 31 年 4 月 19 日付け浜田市監査委員告示第 8 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

6 三隅支所

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1)防災自治課	<p>ア 補助金交付事務について</p> <p>定住対策基金事業の中の三隅自治区定住促進住宅建築費補助金について、要綱に記載がないとして確定通知がされていなかった。上位規程である浜田市補助金等交付規則第12条に補助金等確定通知書により当該補助事業者等に通知すると規定されているため、交付規則を補足する要綱に省略する記載がなければ省略できない。</p> <p>また、補助金等交付規則第7条に規定する交付決定通知では様式第2号に交付時期を記載するようになっているが、三隅自治区の補助金要綱の交付決定の様式は省略してあるものがある。交付決定通知は申請者に支払の時期を文書で明確にする目的もあるため、補助金等交付規則の記載事項に合わせるよう三隅支所内で検討し統一されたい。</p>	<p>浜田市補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>また、三隅自治区の補助金要綱の様式で交付時期が省略してあるものがあるとの指摘については、補助金等交付規則の記載事項に合わせるよう支所内で統一を図ります。</p>

8 上下水道部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1)管理課	<p>ア 契約事務について</p> <p>1 年間では 50 万円以下であるが、3 年間の長期継続契約として総額の予定価格が 50 万円を超える業務委託の契約について、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号並びに浜田市水道事業及び工業用水道事業の契約の方法に関する規程により準用する浜田市契約規則第 21 条第 1 項第 1 号によるものとして、3 者見積りによる随意契約を行っていた。契約年度の前年度まで、単年度で随意契約をしていたためと推察されるが、長期継続契約の場合、年額に契約期間の年数を乗じて算出した総額金額が予定価格となるため、入札による相手方の選定が適切となる。</p> <p>ついては、起案文の内容について契約規則等に基づいているか、特に通年の契約形態を変更する際には、決裁の上位者も十分確認を心掛けられたい。</p>	<p>令和元年度から総額で 50 万円を超える長期継続契約についても、指名競争入札による契約とするように改善した。</p> <p>また、起案文の内容についても契約規則に基づいているか、十分確認するよう徹底した。</p>
	<p>イ 水道料金改定の周知について</p> <p>平成 30 年 10 月 1 日から水道料金が改定となったことについて、市民に対し、水道料金改定市民説明会の開催（市立公民館、町内説明会、事業所説明会、商工団体など 60 回実施 346 名参加、説明会の資料提供 240 部）、広報掲載、検針時の料金改定お知らせチラシの全戸配布、上下水道部内に新水道料金計算コーナーの設置、新料金改定問い合わせ専用フリーダイヤルの開設、浜田市行政情報番組「浜っ子タイムズ」放送、改定パンフレットを作成し広報はまだ 9 月号に合わせ全戸配布（約 25,000 部）、市外請求者への水道料金改定パンフレットを郵送（1,376 部）、ウェブサイトにて新水道料金計算画面を開設するなど様々な周知が図</p>	<p>市民からの水道料金改定に関する問い合わせについては、問合せ一覧表を活用し、苦情や意見等を詳しく分析したい。</p> <p>今後、激変緩和の調整 2 段階目と新水道料金になる 3 段階目までは、最も効果的であった検針時の料金改定お知らせチラシの全戸配布の実施や広報はまだ等により引き続き周知を図る予定。</p>

	<p>られた。</p> <p>その結果として、料金改定に関する問い合わせが 118 件あり、そのうち苦情、意見等あったのが 4、5 件だったことは、きめ細かい周知による成果だと思われる。しかし、これから 3 年間激変緩和で 3 段階に分けて料金を調整しているため、苦情等の問い合わせが増えることが予想される。そのため、2 段階目、3 段階目の改定と新水道料金になった後も、問い合わせがあった地域、内容等統計をとって分析し、効果的で効率的な周知方法等、長期的に対策を講じられたい。</p> <p>健全な水道事業運営に向けて安定した収入確保のため、水道料金の改定について、なるべく多くの市民に理解を得られるよう、一層周知を徹底されたい。</p>	
--	--	--